

事務所、事業所課税または家屋敷課税に係る申告の手引き

次に該当する人は、事務所、事業所課税または家屋敷課税の対象となるため、「事務所、事業所課税または家屋敷課税に係る申告書」の提出が必要となります。

- (1) 1月1日現在、宇都宮市内に住所を有しない方であっても、市内に事務所、事業所または家屋敷を有している場合は、市民税・県民税の均等割が宇都宮市で課税されます。事務所、事業所課税または家屋敷課税に該当される方は、この申告書欄の必要事項を明記のうえ、宇都宮市役所市民税課へ提出してください（郵送可）。
- (2) **事務所・事業所とは**、事業の必要から設けられた人的および物的設備であって、事業を行うための設備があり、そこで継続して事業が行われている場所をいいます。必ずしも自己所有のものとは限らず、借りていても該当します。（例えば、医師・弁護士・税理士などが住所地以外の市町村に設ける診療所・事務所・店舗などがこれに該当します。）
- (3) **家屋敷とは**、自己または家族居住の目的で、住所地以外の場所に設けられた独立性のある住宅で、いつでも自由に居住できる状態にある建物のことをいいます。必ずしも、現在の居住の有無および自己所有かどうかは問いません。（例えば、生活の本拠地を別に設けている単身赴任者が妻子を住まわせている住宅などがこれに該当します。）

申告書の記入等について

- ① 申告者となるのは、市内に事務所、事業所または家屋敷があり市外に居住している人です。
- ② 別紙の記入例を参考に、太枠の中を記入してください。
- ③ 国外に居住しているなど、申告者本人が申告者へ記載ができない場合は、市内に居住している家族が代筆することができます。
(その場合は、申告者となるべき人に、申告する旨を伝えてください。)

必要書類

- (1) 本人が窓口で事務所、事業所課税または家屋敷課税に係る申告書を提出する場合

番号確認	<input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 通知カード（氏名、住所等が住民票と一致している場合のみ） <input type="checkbox"/> 個人番号が記載された住民票の写し など
申告者本人の身元確認	<input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 顔写真付き身分証明書（以下の書類から1点） 運転免許証、障害者手帳、公的医療保険の被保険者証、年金手帳、介護保険被保険者証、写真付きの学生証・社員証 など

- (2) 本人の代理人が事務所、事業所課税または家屋敷課税に係る申告書を窓口で提出する場合

代理権確認	法定代理人の場合…戸籍謄本 など 法定代理人以外の場合（税理士を除く）…委任状 税理士の場合…税務代理権限証書
代理人の身元確認	<input type="checkbox"/> 代理人の個人番号カード <input type="checkbox"/> 税理士の場合、税理士証票 <input type="checkbox"/> 代理人の顔写真付き身分証明書（以下の書類から1点） 運転免許証、障害者手帳、公的医療保険の被保険者証、年金手帳、介護保険被保険者証、写真付きの学生証・社員証 など
申告者本人の番号確認	<input type="checkbox"/> 本人の個人番号カード又はその写し <input type="checkbox"/> 本人の通知カード（氏名、住所等が住民票と一致している場合のみ）又はその写し <input type="checkbox"/> 本人の個人番号が記載された住民票の写し など

- (3) 郵送で提出する場合

「番号確認書類」及び「身元確認書類」の写しを同封し、下記送付先まで郵送してください。

送付先 〒320-8540 （宇都宮市役所専用郵便番号）
栃木県宇都宮市旭1丁目1番5号 宇都宮市役所 理財部 市民税課